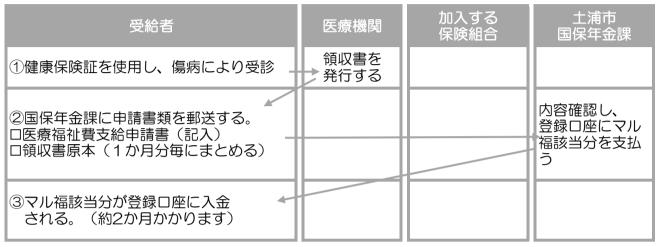
償還払いの流れについて(郵送申請用)

【該当となる人】

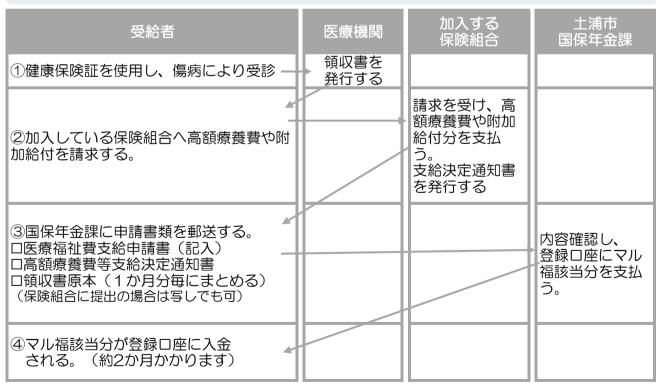
- ・ 県外の医療機関を受診した人
- ・妊産婦のマル福受給者証(ピンク色)を持っており、産婦人科以外の病院を受診した人 (※妊産婦のマル福受給者証(ピンク色)のみを持っており、医療機関を受診した人)
- マル福受給者証を使用せずに県内の医療機関を受診した人



【提出物】領収書原本(受給者氏名、受診日、保険点数、領収金額の記載があるもの、 妊産婦の方は明細書も添付)、医療福祉費支給申請書

※健康保険適用の金額が20,000円以上の場合は、高額療養費や附加給付が支給される場合があります。まずは加入する保険組合に連絡をして確認いただいた後、申請してください。

(参考1)高額療養費や付加給付が支給される場合



【提出物】領収書原本(受給者氏名、受診日、保険点数、領収金額の記載があるもの、 好産婦の方は、明細書も添付)、医療福祉費支給申請書、高額療養費・附加 給付金支給決定通知書

(参考2)健康保険証を忘れて受診した場合

受給者	医療機関	加入する 保険組合	土浦市 国保年金課
①傷病により受診 —	領収書を 発行する		
②加入している保険組合へ健康保険負担分 (一般:7割、未就学児:8割等)の費用 を請求する。		請求を受け、支 給決定通知等及 び健康保険負担 分を支払う。	
③国保年金課に申請書類を郵送する。 □医療福祉費支給申請書(記入) □支給決定通知書 □領収書原本(1か月分毎にまとめる) (保険組合に提出の場合は写しでも可)			内容確認し、 登録口座にマル 福該当分を支払 う。
④マル福該当分が登録口座に入金 される。(約2か月かかります)			

【提出物】領収書原本(受給者氏名、受診日、保険点数、領収金額の記載があるもの、 妊産婦の方は、明細書も添付)、医療福祉費支給申請書、支給決定通知書

※保険証を忘れて受診すると、自由診療扱いとなり、消費税がかかる場合があります。 消費税分は償還払いに該当せず、ご自身で負担いただくことになります。